

高知県教育委員会 会議録

平成29年3月定例委員会

場所：教育委員室

(1) 開会及び閉会に関する事項

開会 平成29年3月22日(水) 14:00

閉会 平成29年3月22日(水) 16:25

(2) 教育委員会出席者及び欠席者の氏名

出席者	教育長	田村 壮児
	教育委員	平田 健一
	教育委員	竹島 晶代
	教育委員	八田 章光
	教育委員	中橋 紅美
	教育委員	木村 祐二

(3) 高知県教育委員会会議規則第8条、第9条の規定によって出席した者の氏名

高知県教育委員会事務局	教育次長(総括)	北村 強
〃	教育次長	藤中 雄輔
〃	教育次長	永野 隆史
〃	参事兼小中学校課長	長岡 幹泰
〃	教育政策課長	渡邊 浩人
〃	教職員・福利課長	坂田 省吾
〃	教職員・福利課企画監	山脇 聡美
〃	学校安全対策課課長	三浦 裕司
〃	幼保支援課長	溝渕 智栄子
〃	高等学校課長	高岸 憲二
〃	高等学校課企画監	坂本 寿一
〃	特別支援教育課長	橋本 典子
〃	生涯学習課長	森 克仁
〃	新図書館整備課長	国則 勝英
〃	文化財課長	土居 靖幸
〃	スポーツ健康教育課長	葛目 憲昭
〃	人権教育課課長	大西 雅人
〃	教育センター所長	上岡 美保
〃	教育政策課課長補佐	隅田 昌宏
〃	教育政策課教育企画担当チーフ	津野 哲生 (会議録作成)
〃	教育政策課指導主事	石丸 太郎 (会議録作成)

(4) 議事の概要及び教育長等の報告の要旨

【冒頭】

- 教育長 3月定例委員会を開催する。
- 教育次長 (提案説明)
- 教育長 付議第13号から第15号は個人に関する情報を含む議案のため、非公開として取扱うこととする。
賛成の委員は挙手をお願いする。
- 各委員 全員挙手
- 教育長 それでは、付議第13号から第15号を非公開の取扱いとする。

【付議第1号 第2期高知県教育振興基本計画の改訂に関する議案(教育政策課)】

○教育政策課長 説明

○質疑

教育委員	52ページで追加された県立学校での100時間を超える時間外勤務という話があるが、小・中学校ではこういうのは特にないか。
事務局	学校の勤務時間管理については、基本的に義務の場合、地教委の事務になってくる。県立学校においては、私ども県教委の方で時間管理を行っているので、これまでやってきた取り組みは資料のとおりである。むろん地教委にも、昨年10月に、勤務時間管理の適正化について、県立学校に出した教育長通知と同じものを参考に示している。
教育委員	勤務時間管理そのものは各市町村の教育委員会でされているということか。
事務局	市町村の監督権限で行っている。しかしながら、多忙化解消に向けた取組をスタートするにあたり、今後は、県内4市で重点モデル地域ということで、事務職員を置いて、研究事業を新たにスタートすることになっている。その4市は高知市・南国市・土佐市・四万十市だが、その中でタテ持ち校に事務職を配置する。学校の中で校長先生、事務職員、共同学校事務室、地教委が連携して、勤務時間管理についても、適正にやっていく。そういったことも一つのミッションとしてお願いをしている。
教育委員	これは第2期高知県教育振興基本計画の改訂版冊子として印刷するということか。
事務局	そうである。ただ、別表第6章の部分を付けると非常に分厚いものになるため、配付先によって、完全版か簡略版と使い分けたいと考えている。一般教員には前半の部分、第5章までの考え方を示した部分だけを配り、また地教委、県教委、学校管理職の分については、完全な形のを製本して配りたいと考えている。

教育委員	その第5章までの冊子というのは、全教員数分印刷するということか。
事務局	そのとおりである。
教育長 各委員 教育長	本事件の議決を求める。賛成する委員は挙手をお願いする。 全員挙手 本事件を原案のとおり議決する。

【付議第2号 高知県教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則議案（教育政策課）】

○教育政策課長 説明

○質疑

	【質疑なし】
教育長 各委員 教育長	本事件の議決を求める。賛成する委員は挙手をお願いする。 全員挙手 本事件を原案のとおり議決する。

【付議第3号 高知県スポーツ推進審議会条例施行規則等を廃止する規則議案(スポーツ健康教育課)】

○スポーツ健康教育課長 説明

○質疑

	【質疑なし】
教育長 各委員 教育長	本事件の議決を求める。賛成する委員は挙手をお願いする。 全員挙手 本事件を原案のとおり議決する。

【付議第4号 地方自治法の規定に基づく事務の委任の廃止の協議に関する議案（スポーツ健康教育課）】

○スポーツ健康教育課長 説明

○質疑

	【質疑なし】
教育長 各委員 教育長	本事件の議決を求める。賛成する委員は挙手をお願いする。 全員挙手 本事件を原案のとおり議決する。

【付議第5号 指導を要する教職員の取扱いに関する規則の一部を改正する規則議案(教育政策課)】

○教育政策課長 説明

○質疑

教育委員	新設の部分は常に県教委としてやっていくことになるのか。
事務局	新設になったのは、まず、校長及び教員等の資質の向上に関する指標として、どの段階のキャリアステージでどれぐらいの資質を身につけるかを指標化したものを設定すべきということで、一定、本県としては、高知県の教員のスタンダードということで1年目から10年目までの指標設定というものがあり、これはかなり全国的にも優良な事例として設定ができています。これをさらに管理職ステージまで広げたり、学校種によって少し分けたりと、さらに詳細にしていく作業が今後必要になってくると考えています。また、これまでも当然研修計画を作っているが、今回法定されたことを受けて、より明確に定める等の検討は必要になってくると考えています。 また、指標を作るうえで、大学との協議会を設けるということになっている。大学との協議自体は行っているが、その指標についての協議ということではなかったため、そういったことも法に合わせて整理をしていく必要があると考えています。
教育長	高知県は、その指標については、かなり先行的に取り組みをしてきたということかと思う。
教育長 各委員 教育長	本事件の議決を求める。賛成する委員は挙手をお願いする。 全員挙手 本事件を原案のとおり議決する。

【付議第6号 教育職員免許状に関する規則の一部を改正する規則議案(教職員・福利課)】

○教職員・福利課長 説明

○質疑

教育委員	免許状の様式が縦書きになったのは何か意味があるのか。
事務局	国の様式の改正への対応ということで、それ以上のことは聞いていない。今回国の様式に合わせた形になっている。
教育委員	今回この免許状に関する規則を一部改正するようになったそもそもの理由というのは何なのか。
事務局	今までは、先ほど見ていただいた別表8であれば、基本的に今持っている免許状に併せて、勤務年数が3年必要となり、その3年経験した後に大学で教科を取れば免許が取得できるようになっていた。 今回の改正の趣旨は、勤務年数によって1年ごとに3単位計算されてい

	<p>くことになるので、より隣接校種の免許の取得を推進していくことだと考えている。例えば中山間地域の小・中学校であるとか、あるいは義務教育学校であるとか、中1ギャップであるとか小1プロブレムであるとか、節目節目の課題に対応していくために隣接校種の免許の取得を進めていくための措置であると理解している。</p>
教育長	本事件の議決を求める。賛成する委員は挙手をお願いする。
各委員	全員挙手
教育長	本事件を原案のとおり議決する。

【付議第7号 県費負担教職員の人事評価に関する規則の一部を改正する規則議案（教職員・福利課）】

○教職員・福利課長 説明

○質疑

教育委員	この人事評価書は、校長・副校長相当が作成して、どこに出すのか。
事務局	まず目標設定シートを当初面談で作成し、地教委の場合は、地教委の教育長が指定する者ということで、おそらくは地教委の課長になるかと思うが、その方と教育長とで面談を受けることになる。その後、中間面談があり、最終的に1月から2月にかけて、その年度の成果に基づいて人事評価を行うというものになっている。
教育委員	今回、業務改善目標の欄を増やしたということだが、そのことと先ほどの教員の多忙化解消等は、枠を設けることでどうつながっていくのか。
事務局	学校の中で、マネジメントをしていく管理職の役割は非常に重要だと考えている。その中で、例えば校務分掌や行事、部活動の支援などを具体的に業務改善につなげていくことを、管理職が目標設定シート、あるいは人事評価の中で位置づけてやっていくことによって、学校の中から多忙化解消に向けた取り組みを促進していきたいと考えている。
教育長	校長、副校長、教頭の管理職についてはそういうことである。
教育委員	これは、県版の目標で、国とは関係ないと思うが、なぜ1の④だけに線を入れて2段にしているのか。何か要素があるのか。
事務局	④については、具体的な業務改善の目標ということで、上の段には業務改善の目標が入り、その下段には具体的に記入することになるが、この様式自体が大まかな書式だけ示しており、具体的な記載については、人事評価の実施マニュアルで通知するようになっているので、ここでは少し分か

	りにくいようになっているかもしれない。
教育長	①・②・③は必ずしも決まったものではなく、書く側が、ある程度任意に選ぶことができるようになっている。④については、業務改善ということで特化したものになっているということである。実際には、業務改善という文字が入っている。
教育委員	了解した。
教育委員	校長の様式と副校長及び教頭の様式の違いが分かりにくいですが、違いは何か。
事務局	校長の様式では、1の学校経営の目標のところを読んでいただくと、学校経営における課題を3つ選び、その課題についてどのような状態へと改善していくのかを記入することになっている。副校長・教頭の様式では、1の重点とする職務の目標ということで、教科等の指導、教科等以外の指導、分掌業務等現在担当している職務の中から選ぶこととなっており、1番の書き方が違うだけである。
教育委員	よく分かった。
教育長	管理職に自覚を持って業務改善を進めてもらうということを促すような様式の改正をしたいという趣旨である。
教育委員	校長が考えた学校経営の課題は教頭や副校長にはどのように伝わるのか。副校長、教頭がそれぞれの職務で考えて作成するのか。
教育長	学校としての経営方針は学校経営計画ということで学校長以下共有するので、それが学校全体での共通目標ということになる。それをベースにして作ってもらうということである。
教育長 各委員 教育長	本事件の議決を求める。賛成する委員は挙手をお願いする。 全員挙手 本事件を原案のとおり議決する。

【付議第8号 高知県立高等学校の分校並びに課程、学科及び科の設置に関する規則の一部を改正する規則議案（高等学校課）】

○高等学校課長 説明

○質疑

教育委員	環境建設科のことだが、環境という言葉を残してそのまま付けるということだが、新たな学校の姿の中にこの建設科として、環境に特化したような専攻課程になるのかどうか教えていただきたい。
事務局	現在の環境建設科は、以前の学科再編のときに環境に関わるということで、土木・建築コースの中で環境に関連する学科・科目・内容を取り入れている。新たな学校の姿ということで、環境建設科の中身が大きく変わるということではないが、より地域に出て、地域との防災の関連や地域とのつながりを強くしていくという意味合いである。
教育委員	ほかの学校の通常の土木建築科とは違って、環境というものをもう少し前面に出したような学科になるという、今までもそうだったし、これからもそうしていくということではどうか。
事務局	そうである。学科の内容としては、そういった内容で、今後はより地域との関係を深めていくということである。
教育長 各委員 教育長	本事件の議決を求める。賛成する委員は挙手をお願いする。 全員挙手 本事件を原案のとおり議決する。

【付議第9号 平成30年度高知県立中学校入学志願者取扱要項の決定に関する議案(高等学校課)】

○高等学校課長 説明

○質疑

教育委員	ウの場合を追加したということは、問い合わせがあるということか。
事務局	ウは、国際中学校の開校に伴い、IB教育を導入するというので、幅広く生徒のみなさんに志願をしていただきたいということで、今までの県立中学校よりさらに広く志願者を募るということである。 補足になるが、現在高知県から海外に行っておりIB校に通っている方が帰ってきたいという問い合わせが数件ある。それから東京、大阪など他県からも、そういった問い合わせがある。
教育委員	出願資格についての1のところ、イの学校教育云々というのを追加したということだが、この部分というのは国際中学に限らず、安芸とか南や中村もその受験資格が増えたと考えてよいか。

事務局	そうである。
教育委員	今まではインターナショナルスクールとかに行っていた子どもが県立中学に入ることは、受験資格がなかった状態だったということか。
事務局	明記ができてなかったということである。
教育委員	一番下のウのところ、身元引受人という話があったが、その資格については細かく別に定めることになるということか。
事務局	要領の方で別に定めることにはなるが、現在想定しているのは、おじいちゃん、おばあちゃんや、おじさん、おばさんといった方々を想定をしている。
教育委員	血縁がある方ということか。
事務局	まだ最終的に確定はしていないが、そういった方々を中心とした身元引受人という形で検討を進めているところである。
教育長	今の県立高校でも身元引受人の制度はあると思うがどうか。
事務局	県立高校については、例えば、室戸高校の女子野球部が分かりやすいが、このケースは親族に限らず、広く地域の応援団の方々にもそういった制度の趣旨を理解していただいたうえで、県立高校の郡部校について制度を導入している。
教育長	主には、室戸高校のようなケースというよりは、お孫さんをぜひ通わせたいという場合に、おじいちゃん、おばあちゃんが身元引受人になってというようなことを想定しているということだが、それ以外の細部については、少しまた検討させていただきたい。
教育委員	年齢的にも12～13歳の子ということになり、寮もないということになると、身元引受人についてはかなり慎重に、その身元引受人をどういう方にするのかということは検討する必要があると思う。
教育長	そのあたりはまたご協力をお願いしたいと考えている。
教育委員	入学定員とか日程などについては、例年どおり6月ごろに定めるということになるのか。

事務局	現在のところその予定である。
教育長 各委員 教育長	本事件の議決を求める。賛成する委員は挙手をお願いする。 全員挙手 本事件を原案のとおり議決する。

【付議第10号 平成30年度高知県立高等学校入学者選抜の日程の決定に関する議案(高等学校課)】

○高等学校課長 説明

○質疑

教育長	これまでは曜日は関係なく、4日・5日で固定していたということだが、先ほどの説明にもあったように、土日に実施することについては、さまざま問題があるということなので、平日で実施するということ、4日・5日をベースにしつつ、休日を避けるような日程にしていきたいということである。
教育長 各委員 教育長	本事件の議決を求める。賛成する委員は挙手をお願いする。 全員挙手 本事件を原案のとおり議決する。

【付議第11号 博物館に相当する施設の指定に関する議案(生涯学習課)】

○生涯学習課長 説明

○質疑

教育委員	指定を受けることによって、どんなメリットなり、どんな効果があるのか。
事務局	以前は、指定を受けることによって、国からの補助などあったようである。ただし、そういった補助も廃止をされているので、実質的に目に見えたメリットというのは、直接はないというのが現状である。
教育委員	6ページの資料で歴史とか植物園とかあるが、今回の高知城歴史博物館では、歴史は取らずに、博物館を取っている。これについては、一応検討して、博物館相当がふさわしいということだが、歴史博物館という名前ではあるが、歴史に相当するという議論はあまりしなかったということか。もしくは議論して、博物館になったということか。
事務局	もともと博物館法で定めるのは、「博物館」と「博物館に相当する施設」、の2つである。その中で申請をいただいて、審査をして、博物館に相当す

	<p>る施設として認定をしたということである。また、6ページに館名、設置者、法区分があり、また右端の館種の欄には、様々な分類があるが、これは文科省で一定の分類をしており、どれに該当するかについては、国の分類に従って、ここが当てはまるということになっている。</p>
教育委員	<p>博物館に相当する施設に指定されてもあまりメリットがないという話もあったが、この審査内容ですべて適当としているが、逆に今後学芸員さんが代わることや、退職して新しい方が入るとすることも想定されると思うが、それも全部この縛りの中で決めていくことになるということか。</p>
事務局	<p>指定をされると、学芸員を必ず置かなければならないことになるため、施設の質の担保というところはある。博物館に相当する施設として、それを満たしていかなければならないことになるが、ここは公立施設であり、そこはしっかりやってもらえるものと考えている。</p>
教育委員	<p>3ページの「審査内容」の5運営（2）開館日数が年間を通じ100日以上であることについては、適となっているが、（2）が休館日を書いており、その下に括弧して山内家宝物資料館と書かれているのがよく分からないが。</p>
事務局	<p>これは審査したのが2月6日であり、この時点ではまだ開設がされてなかったということで、この施設が従前どういう形で、実際どういう運営がされていたかという点から、判断してよいということを文科省に確認したうえでこのような表現にしている。</p>
教育委員	<p>その主な中身が山内家宝物資料館から来るからという意図でよろしいか。</p>
教育長	<p>そうである。それと指定管理の運営主体も同じ財団である。</p>
教育長 各委員 教育長	<p>本事件の議決を求める。賛成する委員は挙手をお願いする。 全員挙手 本事件を原案のとおり議決する。</p>

【付議第12号 高知県教科用図書選定審議会への諮問議案（小中学校課）】

○小中学校課長 説明

○質疑

	【質疑なし】
教育長 各委員 教育長	本事件の議決を求める。賛成する委員は挙手をお願いする。 全員挙手 本事件を原案のとおり議決する。

【付議第13号 平成29年度高知県教科用図書選定審議会委員の任命議案(小中学校課)】

○小中学校課長 説明

○質疑

	【非公開議案】
教育長 各委員 教育長	本事件の議決を求める。賛成する委員は挙手をお願いする。 全員挙手 本事件を原案のとおり議決する。

【付議第14号 高知県社会教育委員の委嘱議案(生涯学習課)】

○生涯学習課長 説明

○質疑

	【非公開議案】
教育長 各委員 教育長	本事件の議決を求める。賛成する委員は挙手をお願いする。 全員挙手 本事件を原案のとおり議決する。

【付議第15号 登録審査委員の任命議案(文化財課)】

○文化財課長 説明

○質疑

	【非公開議案】
教育長 各委員 教育長	本事件の議決を求める。賛成する委員は挙手をお願いする。 全員挙手 本事件を原案のとおり議決する。

(5) 議決事項

付議第1号から第15号 原案どおり議決